2026 年度入学者対象 4 年間活用サポートサービス「ガクサポ」約款

第1条 適用範囲

- 1. 本約款は、島根大学生活協同組合(以下「生協」という)が提供する学修サポートサービス「ガクサポ」(以下「本サービス」とい
- う) や購入時のセットアップ講習(以下「基礎プログラム」という)関する利用条件を規定したものです。また、本サービスは、第2条第1項に定める対象製品(以下「対象製品」という)の購入において付帯するものとします。なお、本サービスの加入申込手続が完了した対象製品の購入者を、以下「使用者」といいます。
- 2. 本サービスの適用範囲は日本国内とします。

第2条 対象製品

本サービスの対象製品は生協で定めた(購入された)教材パソコンも しくは iPad、もしくは本人が持ち込まれた他店で購入されたパソコン もしくは iPad に限ります。

第3条 本サービスの内容

- 1. 学修サポートデスクサービス
- 1) 生協は別紙(活用サポート)に定めるサービスメニューを提供します。
- 2. 基礎プログラム
- 1) パソコンや iPad を用いて開講期における活用法(ソフトウェア・ 学内サービス)を学ぶことができる講習を提供します。
- 2) 講習の内容は島根大学生協が提供するパソコンや iPad を中心に 作成されるため、生協以外の他店等で準備されたパソコンや iPad に は該当しない内容があります。
- 3. 本サービス内容からの除外事項
- 1)対象製品に保存、残存されていた全てのデータ、ソフトウェア、設定内容の修復
- 2)対象製品に保存、残存されていた全てのデータ、ソフトウェア、 設定内容の管理責任3)対象製品以外の装置に起因する事故の修復。
- 4)対象製品の液晶の画面焼けやピクセル抜け及び輝度低下の修復。
- 5)装置に接続された回線の故障及び装置以外の製品の故障に起因した修復。
- 6)装置で固有に指定した消耗部品(AC アダプター、タイプカバー、タッチペン、生協オリジナルパソコンバッグ等)指定耐用年数超過後の交換部品(組部品・バッテリー等)、オーバーホール(整備・

- 点検)、並びに周辺機器の消耗品(各種メディア類、印刷セット、トナー、印字用紙等)。
- 7) 対象製品内蔵の SSD 修復・交換時のプレインストール状態への 復旧。
- 8) 再販 (リユース)・譲渡を目的とした整備・点検。
- 9) 他店で購入されたデバイスに付帯した保障を利用したメーカー修理の取次。
- 10) 他店で購入されたデバイスのメーカー純正付属品(AC アダプタ等)の貸し出し
- 11) その他、操作指導等、本サービスの適用が不可能な損害等。 第4条 対応方法及び時間
- 1. 使用者は対象製品に疑問点や障害が発生した場合、対象製品を生協または所定の場所に持込むものとし、生協は相談および修復要請に基づき可及的速やかに対応を行います。尚、iPad に関しての修理対応は原則、受付できません。また、他店で購入されたデバイスについてはメーカーでの修理への取次を除く範囲で対応いたします。
- 2. 本サービスの受付時間修復受付は生協または所定の場所の営業 日・営業時間内で定めます。

第5条 契約の成立

- 1. 対象製品の購入者は、対象製品の購入と同時に、本約款に同意の上、本サービスの加入申込手続を行います。なお、本サービスにかかる契約は、生協が当該加入申込を承諾し、かつ対象製品購入代金の受領を確認した時点で成立するものとし、サービス開始日については2025年4月1日とします。
- 2. 前項に定める加入申込手続において記載もれ、または虚偽の記載がなされていた等の瑕疵がある場合、もしくは生協が当該加入申込手続を不当と判断した場合、生協は対象製品の購入申込および本サービスの加入申込を承諾しないことがあります。

第6条 使用者の遵守事項

- 1. 使用者は生協が本サービスを提供するにあたり必要と判断したデータおよび情報等を、生協に提供するものとします。
- 2. 使用者は、生協が依頼する問題解決に必要と判断した予防または 修正のための作業をすみやかに実施するものとします。
- 3. 本サービスにより生協が使用者に提供した情報その他著作物は、

その使用者のみ利用することができるものであり、使用者は生協の書面による事前の承諾なくして、その情報その他著作物を第三者に利用させないものとします。

- 4. 使用者は、氏名等、届出内容に変更があった場合は、すみやかに 生協へ届出るものとします。使用者がこの届出を怠った場合、生協は 使用者に対して本サービスを提供しないことがあります。
- 5. 使用者は、対象製品に関する所有権または使用権等を保有することとし対象製品を適法に利用することとします。万が一、適法に利用していないことが判明した場合には、生協はその使用者に対する本サービスの提供を中止することができるものとします。
- 6. 使用者は、いかなる理由でも、本サービスを利用する権利を第三 者に譲渡、貸与、販売しないものとします。

第7条 機密保持

使用者、生協は、本約款の履行により知り得た相手方の業務上の秘密 を、第三者に漏らしてはならないこととします。

第8条 交換部品の所有権

保守により交換した不良部品は全て生協の所有に帰属するものとしま す。

第9条 本サービス期間

本サービスの有効期間(以下「本サービス期間」という)は、2026年4月1日から2030年3月31日までとします。ただし、島根大学・島根大学大学院に在学中・生協組合員加入中に限ります。院進学等の理由で2030年4月1日以降にサービスの継続を希望される場合は別途ご案内する延長バックをお申込みください。

第10条 賠償責任

- 1. 本サービスの不具合により、使用者が損害を被った場合には、対象製品購入代金を限度として、生協は賠償責任を負うものとします。
- 2. いかなる場合においても生協は、生協の責に帰すことのできない 事由から生じた損害、生協の予見の有無を問わず特別の事情から生じ た損害、逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づく損害につ いては、責任を負わないものとします。

第11条 契約の解除

使用者が次のいずれかに該当する場合は、生協は契約を解除すること ができます。

- 1) サービス申込書に、虚偽の事項が記載されていたことが判明した場合。
 - 2) 生協の組合員でなくなった場合。
 - 3) 卒業並びに自己都合等による退学(学籍無効)の場合。
 - 4) 本約款に違反した場合。
 - 5) 本サービスの運営を妨げる行為を行った場合。
 - 6) その他、生協が不適切と判断した行為を行った場合。

2) 第12条 本サービスの中断

生協が天災地変、労働争議等の不可抗力その他の理由により、本 サービスの提供を中断することがあることを、使用者は了承する ものとします。

第13条 本約款の変更・廃止

- 1. 生協は、必要と認めた場合、本約款を変更・廃止することができます。
- 2. 前項の場合、生協は本約款を変更・廃止する旨、変更後の本 約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の 効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、使用者へ の周知を図ります。1)店舗での掲示2)Webサイトへの掲示
- 3. 本約款の変更・廃止は、生協の理事会の決議によります。
- 第14条管轄裁判所本約款の規定する内容について紛争が生じた 場合、訴額のいかんに関わらず、当組合所在地の簡易裁判所又は 地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。